

矢板市予防接種費の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。)第1条、第1条の2及び第1条の3に規定する定期の予防接種のうち、ジフテリア・百日せき・破傷風ワクチン(以下「三種混合ワクチン」という。)、麻しん風しん混合ワクチン、麻しんワクチン、風しんワクチン、日本脳炎ワクチン、ジフテリア・破傷風ワクチン(以下「二種混合ワクチン」という。)、不活化ポリオワクチン、ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオワクチン(以下「四種混合ワクチン」という。)、BCGワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、インフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種(以下単に「予防接種」という。)を受けた者(以下「被接種者」という。)または被接種者の保護者にその費用を助成し、もって疾病予防及び健康保持増進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に定める予防接種費助成の対象となる者は、被接種者または被接種者の保護者(以下「助成対象者」という。)とする。ただし、助成対象者及び被接種者ともに矢板市に住所を有する者とする。

(助成額)

第3条 市長は、前条に規定する助成対象者が予防接種に係る当該支払額実費を医療機関に支払った場合において、次の各号に掲げる額を助成する。ただし、助成額は、当該支払額が各号に掲げる額を下回った場合においては当該支払額とし、当該支払額が各号に掲げる額を超える場合は、各号に掲げる額とする。

(1) 三種混合ワクチン		5,400円
(2) 麻しん風しん混合ワクチン	1期	11,880円
	2期	10,800円
(3) 麻しんワクチン		6,480円
(4) 風しんワクチン		6,480円
(5) 日本脳炎ワクチン		7,560円
(6) 二種混合ワクチン		5,400円
(7) 不活性化ポリオワクチン		9,720円
(8) インフルエンザワクチン	65歳以上	3,860円
(9) 四種混合ワクチン		10,800円
(10) 子宮頸がん予防ワクチン		16,460円
(11) ヒブワクチン		7,710円
(12) 小児用肺炎球菌ワクチン		10,290円
(13) BCGワクチン		6,480円
(14) 水痘ワクチン		9,720円

(15) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

3,710円

(助成の方法)

第4条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

(助成の申請及び申請期間)

第5条 前条に規定する助成の申請は、予防接種費助成申請書(様式第1号)によらなければならない。

2 前項の申請は、被接種者が予防接種を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、申請を受けた日から起算して1か月以内に支払わなければならない。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、第3条に規定する助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金額の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第8条 市は、助成金の支給状況を的確に把握するため、予防接種助成費支給台帳を常に整備するものとする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年9月1日から適用する。

この要綱は、平成24年11月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年7月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

この要綱は、平成27年10月1日から適用する。

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。